

平成25年(ワ)第1356号,平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求事件

原告 甲ほか67名

被告 国

準備書面 (24)

2018(平成30)年3月26日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

|             |   |   |   |   |
|-------------|---|---|---|---|
| 原告ら訴訟代理人弁護士 | 服 | 部 | 弘 | 昭 |
| 同 弁護士       | 李 | 博 |   | 盛 |
| 同 弁護士       | 後 | 藤 | 富 | 和 |
| 同 弁護士       | 中 | 原 | 昌 | 孝 |
| 同 弁護士       | 安 | 元 | 隆 | 治 |
| 同 弁護士       | 江 | 上 | 裕 | 之 |
| 同 弁護士       | 川 | 上 | 武 | 志 |
| 同 弁護士       | 祖 | 父 | 江 | 弘 |
| 同 弁護士       | 金 |   | 敏 | 寛 |
| 同 弁護士       | 池 |   | 上 | 遊 |
| 同 弁護士       | 服 | 部 | 貴 | 明 |
| 同 弁護士       | 柴 | 田 | 裕 | 之 |
| 同 弁護士       | 白 |   |   | 充 |
| 同 弁護士       | 石 | 井 | 衆 | 介 |
| 同 弁護士       | 清 | 田 | 美 | 喜 |
| 同 弁護士       | 松 | 本 | 知 | 佳 |
| 同 弁護士       | 朴 |   | 憲 | 浩 |
| 同 弁護士       | 阪 | 本 | 志 | 雄 |

## 第1 はじめに

本準備書面では、被告第12準備書面に反論するとともに、下村氏及び前川氏の尋問が必要であることを改めて述べるものである。

## 第2 被告第12準備書面への反論

### 1 前川氏の尋問が争点判断に大いに関連すること

#### (1) 被告の主張

被告は、原告準備書面(22)に対し、無償化法の立法経緯や検討会議の状況、審査会の状況等についての事実関係が、そもそも処分要件適合性や、ハ号削除が委任の趣旨を逸脱するかという点との間に関連性を認めることが出来ないと主張する(第12準備書面第1の2)。

#### (2) 無償化法関係法令の立法経緯の立証が争点判断に不可欠であること

ア ハ号削除に関して原告ら準備書面(23)及び原告提出の争点整理表記載のとおり、ハ号削除の違法性は、本訴訟において、判断を避けて通ることのできない論点である。無償化法関係法令の立法経緯は、この争点に関し、ハ号への委任の趣旨を明らかにするという必要な意味を持つ。

すなわち規則ハ号及びこれに基づく本件規程(ハ号規程)は、上位の法である無償化法から授権されている下位規範である。これらの下位規範の解釈が、上位規範である無償化法の趣旨目的に照らして判断すべきであることは論をまたない。また、法令の解釈適用は、その文言のみならず、立法趣旨等を勘案すべきであることも同様に論をまたない。

立法経緯とは、その法令が立案作成されるに際し、どのような議論が行われたかを示すものであるから、とりもなおさず法令の立法趣旨を明らかにするものである。

そうすると、ハ号削除が無償化法の委任の趣旨にかなうものであるか否

かは、無償化法、規則ハ号及び本件規程（ハ号規程）の立法過程をたどり、その立法趣旨を明らかにしたうえで初めて判断しうるものである。

#### イ 規程13条適合性について

規程13条適合性が本件不指定処分の理由となりえないことは、原告準備書面（23）で述べたとおりであるが、仮に13条適合性を検討する場合には、同様に規程13条のあるべき解釈を明らかにするため、無償化法、規則ハ号及び本件規程（ハ号規程）全体、そして規程13条の立法過程をたどり、その立法趣旨を明らかにする必要がある。

また、このことは、被告が第11準備書面において主張した「ハ規程の『高等学校の課程に類する課程』を有するといえるためには、申請者において、少なくとも①当該学校における教育内容が教育基本法の理念に沿ったものであること、②支給した就学支援金が授業料以外の用途に流用される恐れがないこと、③外部団体・機関から不当な人的・物的支配を受けていないこと、④反社会的な活動を行う組織と密接に関連していないことについて、主張立証しなければならない」という規程13条の解釈が、およそ法制定時や、無償化法の運用段階での立法者意思とかけ離れたものであることを明らかにすることにも資する。

したがって、被告の主張を前提としても、無償化法、規則ハ号及び本件規程（ハ号規程）の立法経緯を明らかにすることは、本件不指定処分の違法性判断において不可欠であり、関連性がないとは到底言えない。

#### (3) 小括

前川氏は上記法令の立法過程に深く関与した人物であるから、これらの立法経緯、立法趣旨を判断するために尋問をするには最適の人物である。

したがって、前川氏に対する尋問は、争点との関連性がないどころか、その判断に大いに資するものである。

## 2 被告の認否を前提としても、原告と被告の間には争いがあること

### (1) 被告の認否がそもそも明快でないこと

たとえば、原告が準備書面（22）において無償化法制定段階の事実経過を述べ、朝鮮高校への就学支援金の支給を前提として制定されたと主張しているのに対し、被告はこれらの事実が争点にとって確定すべき事実でなく、認否の要を認めないとしている（第12準備書面 第2の1（2））。

他方被告は、同じ個所で、原告の主張する事実があるとしても、指定要件のいかんにかかわらず、朝鮮学校が支給法の対象となることが当然の前提とされていたことを意味するものでないとも述べる。

結局、被告の認否は、該当部分の記載は全体が原告の主張に過ぎないとするものであるのか、事実については認めるが評価を争うとするものなのか、判然としない。

これは、上記指摘箇所のみにとどまらず、第12準備書面全般に言えることである。

### (2) 被告の認否が実質的には原告の主張を争うものであること

たとえば、原告が準備書面（22）において、「このように、朝鮮学校は、まさに日本社会に生き、ともに日本社会を支える人材を育成している学校であるから、就学支援金の支給を受けることに異論はなかった。」（第3の1（2）第3段落）と述べたことに対し、被告は「ここでの指摘は、各朝鮮高級学校も申請後の審査によって就学支援金対象外国人学校として指定される要件を充足する場合には、指定の対象となることを述べるものにすぎないと解される」（第12準備書面第2の1（2）ウ（イ））。と主張する。

これは、原告の述べる事実や主張を、被告の主張に沿うように解釈するものに過ぎないから、結局原告の主張を争っていることに他ならない。

被告のこのような主張は、上記指摘箇所にとどまるものではなく、第12

準備書面全般に言えることである。

(3) 小括

このように、原告ら準備書面（２２）記載の事実につき、被告が「認め」ているとは到底解されないから、結局、被告は原告ら準備書面（２２）記載の内容、ひいては前川氏の陳述内容（甲１６６）を争うものである。

したがって、第１２準備書面の内容を前提としても、やはり争点に関する判断のために前川氏の尋問が必要不可欠である。

第３ 本件の争点との関連で下村氏への尋問が不可欠であること

１ はじめに

原告らの提出した争点整理案を前提に、本件の争点を確認し、その全てについて下村博文氏の尋問が不可欠であることを再論する。

２ 争点１について

被告は、本件不指定処分の理由が、九州朝鮮高校が規程１３条に適合しなかったことであると主張する。たとえば、第１準備書面第５の３（７）（４３頁）において、九州朝鮮高校に対する「北朝鮮や朝鮮総連の影響力は否定できず、その関係性が教育基本法１６条１項で禁じる「不当な支配」に当たらないことや適正な学校運営がされていることについて十分な確証を得ることができず、就学支援金を支給したとしても、授業料に係る債権に充当されないことが懸念され」ることから、文部科学大臣が同校について、本件規程１３条に定める基準に適合するものとは認めるに至らないと判断したと述べている。

これに対し、原告らが、本件不指定処分は、乙７３号証１頁目に記載のとおり、「規則ハの規定の削除に伴う朝鮮学校の不指定」処分であると主張していることは、準備書面（２３）第２で改めて詳述したとおりである。

この点につき、実際に処分を行ったのは当時の文部科学大臣であった下村博

文氏であるから、氏は処分の理由に関する直接証拠である。

したがって、下村氏に尋問を行うことは不可欠である。

### 3 争点2について

被告は、九州朝鮮高校が本件不指定処分を受けた理由は、規程13条に適合すると認められなかったからであって、ハ号削除は処分の違法性に関し論点にならないと主張する。

これに対して原告らは、上述したとおり、本件不指定処分の理由はハ号削除であって、規程13条適合性は理由になりえないと主張するものである。

また、規則ハ号は、被告の主張する理由で削除することの許されない規定であり、削除が無償化法の委任の趣旨に反し、無効であることを繰り返し主張してきたところであり、準備書面(23)において、削除の違法性が請求原因事実であることを改めて詳論したところである。

このように、規則ハ号の削除が、本件不指定処分の違法性を基礎づけるものか否かについて、原告と被告の認識が食い違っていることが明らかである。そしてこの点に関する食い違いは、単なる主張の隔たりではなく、本件不指定処分の違法性判断の枠組み全体に影響するものであるから、尋問に先立って枠組みを確認することは不可欠である。

ハ号削除の違法性について尋問を行うに当たっては、やはり削除を行ったのは当時の文部科学大臣である下村氏であるから、これについても下村氏は直接証拠に当たる。

したがって下村氏の尋問は不可欠である。

### 4 争点3について

被告は、本件不指定処分の理由は、九州朝鮮高校が規程13条に適合すると認めるに至らなかったことであり、文部科学大臣が教育基本法16条1項を理由に同校が規程13条に当たると認められないと判断したことに裁量違反はな

いと主張している。

これに対して原告らは、本件不指定処分の理由はハ号削除であるが、仮に規程13条適合性を問題にするとしても、その中には複数の論点があり、文部科学大臣の裁量違反が基礎づけられると主張している。

また、被告が第11準備書面において展開する規程13条の解釈論が、当該規定の立法趣旨からおよそかけ離れた不当なものであることについては、準備書面(22)第3の4において主張しており、本書面第2においても主張したところである。

上記3において述べたところと合わせると、原告と被告との間では、本件不指定処分の違法性に関して規程13条適合性を問題とすべきか否か、問題とすべき場合にはどのような点が問題となるかという点の主張に大きな食い違いがある。そしてこの点に関する食い違いが、単なる主張の隔たりにとどまらないこと、尋問に先立っていずれの判断枠組みによるべきかを確認しなければ、適切な証人採否及びこれに対する尋問がなしえないことは、上記3と同様である。

したがって、証人の採否判断および尋問に先立ち、争点3に関する判断枠組みを確認する必要がある。

そのうえで、規程13条適合性を問題とする場合には、やはり実際に判断を行う立場にあった下村氏が直接証拠であるから、下村氏に尋問を行うことは不可欠である。

#### 5 争点4について

被告は、九州朝鮮高校の申請から本件不指定処分までに2年2か月を要したことが違法でなく(争点4①)、その理由を、ホライゾンジャパンインターナショナルスクール及びコリア国際学園よりも長期間の審査を要したこと及び延坪島事件に際して、九州朝鮮高校の利益を慮って審査を停止したことによると主張している。

これに対して原告は、本件不指定処分が行政事件手続法6条、7条及び規程14条3項に反し違法であることや、延坪島事件に際しての審査停止につき、下村氏（当時の立場は野党議員）が国会審議においてこの停止を「外交上の配慮をしないと行ったにもかかわらず、実際は、不測の事態が心配だから朝鮮学校の無償化手続きはストップしたということなんですよ。」と述べているように、政治外交目的での停止であることが明らかであること等の理由で、違法であることを主張している。

この点に関しては、原告と被告の争点設定は比較的噛み合っているが、主張は一致していない。したがって、審査停止及び審査の長期化につき行政手続法6条、7条及び本件規程14条3項違反があるか否かについて裁判所の心証を形成するため、適切な証人を採用し尋問を行うべきである。

下村氏には、審査の停止や本件不指定処分の目的についての当時の認識、上述の発言がその後の不指定処分にどのように影響しているかを尋ねる必要があることから、やはり尋問が必要である。

したがって、下村氏の尋問が必要である。

## 6 争点5に関して

被告は、本件不指定処分は違法でなく（争点5①）、原告らに損害は発生していないと主張している（争点5②）。

他方原告らは、本件不指定処分が上記2ないし5で述べてきたとおり違法であること（争点5①）、これによって就学支援金の受給権又は受給に対する期待権を侵害されたことを主張しており、精神的苦痛に関しては、原告2名の本人尋問を踏まえ、損害に関する主張を行うことを予定している。

争点5に関しても、たとえばハ号削除が違法であることが期待権侵害を基礎づけるなど、争点1ないし4の枠組みが明確にならないことには、尋問すべき内容が定まらない。したがって、争点5についても、尋問に先立つ判断枠組み



の確認が必要である。

また、争点5はもっぱら原告2名の尋問にかかるところであるが、争点1ないし4で主張する処分の違法性が前提となることから、下村氏の尋問は争点5の判断にも不可欠である。

## 7 小括

以上のとおり、本件について適切な証人採否の判断及び尋問を行うためには、各争点に関する判断枠組みを明示し、裁判所及び両当事者の間で認識を共有したうえで行う必要がある、かつ、下村博文氏の採用は欠かすことが出来ない。

以上